

「輝く未来を奏でるまち」の実現を目指して

チャレンジ
SAKAKI

ウェルビーイング
well-being



令和6年度 おもな支援制度・募集などのお知らせ

制度の詳細や申請方法などについては、町ホームページをご覧ください。各問い合わせ先にご確認ください。

新 は今年度からの新規事業 **拡** は今年度から拡充された事業です。

新 犯罪被害者等日常生活支援助成制度



犯罪被害者やそのご家族が日常生活を営むうえで必要な、民間または公共のサービスを利用した際の費用の一部を助成し、被害からの早期回復や軽減を図るための支援を行います。

助成対象

家事・育児・介護支援

上限 5,000 円／時間
(72 時間まで)

配食支援

上限 1 人 1,000 円／日
(利用初日から 30 日以内)

一時保育支援

上限 2,800 円／回
(10 回まで)

転居支援

上限 20 万円／回
(2 回まで)

カウンセリング等支援

上限 5,000 円／回
(10 回まで)

報道対応支援

上限 23 万円

弁護士相談支援

上限 5,000 円／回
(3 回まで)

町HP



※申請は、原則として犯罪行為が行われた時から 1 年以内です。(令和 5 年 4 月 1 日以降の犯罪が対象)

坂城町犯罪被害者等支援条例

町では、犯罪被害者やそのご家族が受けた被害の軽減と回復を図るため、令和 2 年 9 月に「坂城町犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害に関する相談に応じたり、見舞金の支給などの支援を行っています。

相 談	見 舞 金	
	遺族見舞金	傷害見舞金
企画政策課人権・男女共生係	30 万円	10 万円

◎申請・問い合わせ先 企画政策課人権・男女共生係（隣保館） ☎82-6603



アピアランスケア助成金



がん患者の方の就労や社会参加などを支援するため、治療に伴う外見の変化を補完するウィッグや乳房補整具などの購入費用の一部を助成します。

対象者

次の要件をすべて満たしている方

- ・がんと診断され、がんの治療（手術、薬物治療、放射線療法等）を受けた、または現在受けている方
- ・助成金の交付申請日に坂城町に住所を有する方
- ・助成金の交付を申請する補整具について、国や他の地方公共団体の助成を受けていない方
- ・令和6年4月1日以降に対象となる補整具等を購入していること

助成内容

用品の区分	助成対象補整具	交付回数	助成金額
頭髮補整具	ウィッグ、装着ネット、毛付き帽子	1回	購入額の2分の1 上限2万円
乳房補整具	補整下着、補整パッド、専用入浴着及び人工乳房 ※乳房再建術等により体内に埋め込まれたものを除く。	右房用 1回 左房用 1回	
その他	エピテーゼ（補整用人工物）	1回	

※次に掲げるものは助成の対象外です。

- ・付属品またはケア用品（クリーナー、リンスまたはブラシ等のその他用品をケアするための用品）
- ・購入のために要した交通費、郵送費など

◎申請・問い合わせ先 保健センター ☎82-3111（内線 511・512） 直通 75-6230



産後ケア事業



産後ケア事業は、産後、お母さんのからだの回復や授乳・育児の支援を病院や助産所で行います。4月から生活保護世帯以外の方の短期入所型の利用者負担割合が軽減されます。

変更内容

住民税非課税世帯以外の方			住民税非課税世帯の方		
令和6年度から		昨年度まで	令和6年度から		昨年度まで
町負担額	利用者負担額	利用者負担額	町負担額	利用者負担額	利用者負担額
8割	2割	3割	10割	0割	2割

- ・生活保護世帯の方の負担割合に変更はありません。
- ・通所型および訪問型の利用者負担割合は令和5年度と同様です。

詳しくは、町ホームページのほか子育て応援アプリ「はぐはぐ」でもご確認いただけます。
また、利用を希望する方は保健センターへご連絡ください。

◎問い合わせ先 保健センター ☎82-3111（内線 511・512） 直通 75-6230



拡

令和6年度坂城町奨学生募集

4 奨学金制度
奨学生募集

大学・高校に在学または、職業訓練機関などに入所している方で、次の要件を備えている場合に、奨学金を支給します。

受給要件

- (1) 受給者または親権者が坂城町に引き続き1年以上居住していること
- (2) 修学の意欲が旺盛で、かつ、その能力を有すると認められること
- (3) 経済的な理由により、修学困難と認められること
- (4) 他の奨学金制度による学資等の給与または貸与を受けていないこと

給与額

月額 10,000 円（年2回に分けて支給）

出願期限

4月15日（月）

※出願書類は教育文化課にありますのでお問い合わせください。

◎出願・問い合わせ先 教育文化課学校教育係 ☎82-3111（内線253） 直通75-6209



人間ドック補助金

3 人間ドック補助金
申請・受診

町の国民健康保険加入者および後期高齢者医療保険加入者を対象に、人間ドック受診料を補助します。

受診する医療機関によって申請方法が異なりますので、下の申請方法を確認のうえ、福祉健康課へ申請してください。

なお、国民健康保険加入者および後期高齢者医療保険加入者以外の方は、各加入保険者へお問い合わせください。



補助金額

○日帰りドック：13,000円 ○1泊2日ドック：15,000円

申請方法

①40歳以上の方で指定医療機関(右記)で受診する場合

→受診日決定後、ドック受診前に補助券の交付申請をしてください。その場で補助券を発行します。

【持ち物】受診日がわかるもの(病院からの案内等)、保険証
(補助券の交付申請をしなかった、または受診当日に補助券を持参しなかった場合は、②の方法で申請をお願いします。)

②指定医療機関以外で受診する場合、

または40歳未満の国民健康保険加入者

→ドック受診後(医療機関から健診結果到着後)に補助金の交付申請手続きを行ってください。(申請書は福祉健康課窓口または町ホームページからもダウンロードできます) 後日、指定口座にお振込みします。

【持ち物】保険証、印鑑、領収証(原本)、健診結果の写し、振込先の口座番号がわかるもの

- JA 厚生連
(松代総合病院、篠ノ井総合病院、佐久総合病院)
- 千曲中央病院
- 上田生協診療所



◎申請・問い合わせ先 福祉健康課保険係 ☎82-3111（内線133） 直通75-6205
◎問い合わせ先 保健センター ☎82-3111（内線512） 直通75-6230

新婚世帯に
最大60万円
支援します

結婚新生活支援事業補助金



結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、新生活にかかる費用を支援します。

対象世帯

- 令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻した世帯
 - 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下、かつ世帯の所得額が500万円未満の世帯
 - 対象となる住居が町内にあり、かつ申請時に夫婦の住所がその住居になっていること
- ※上記以外にも要件がありますので、町ホームページをご覧ください。

補助対象

婚姻に伴い、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払った住宅取得費用または住宅賃借費用、引越し費用、リフォーム費用など

限度額

○婚姻日に夫婦ともに29歳以下の世帯：60万円 ○それ以外の世帯：30万円

◎申請・問い合わせ先 福祉健康課福祉係 ☎82-3111（内線 135） 直通 75-6205

町
H
P



移住定住促進事業補助金



坂城町への移住・定住を促進し、定住人口の増加と地域の活性化を図るため、自らが移住・定住する目的で、**町内にマイホームを新築**、または**新築住宅を購入**される方を応援します。

対象住宅

- 新築住宅
- 築後1年以内の建売住宅（中古住宅を除く）

補助金額

対象住宅1件につき10万円（申請1回まで）

※新築住宅は着工前、建売住宅は建物の引渡し（登記）前に申請が必要です。

対象者

- ・町内に住所を有する方、または取得した新築住宅に住所登録できる方
 - ・取得する新築住宅の名義人となる方
- ※いずれの場合も、町税または前住所地の市町村税の滞納がない方

町
H
P



◎申請・問い合わせ先 企画政策課企画調整係 ☎82-3111（内線 224） 直通 75-6211

坂城町公民館文化講座受講生募集



公民館文化講座の受講生を募集します。全講座初心者を対象としており、複数の講座を受講することもできますので、気軽にお申込みください。

詳しい内容は、広報さかき4月号と一緒にお配りした「まなびの玉手箱2024」をご覧ください。

受付開始

4月8日（月）午前8時30分

開講式

4月12日（金）午後7時～ 役場 講堂（3階）

受講料

3,000円（1講座）※教材費等は実費負担

※受講料を添えて、坂城町公民館（役場2階）にお申込みください。

◎申込・問い合わせ先 坂城町公民館 ☎82-2069

住宅用スマートエネルギー設備導入事業補助金



再生可能エネルギーの積極的な活用と環境にやさしいまちづくりを推進するため、住宅用スマートエネルギー設備を導入される方を支援します。



補助金額

- | | |
|-------------------------|-------------|
| ○「住宅用太陽光発電システム」 | 上限14万9,000円 |
| ○「家庭用定置型蓄電システム」 | 上限20万円 |
| ○「電気自動車等充給電設備（V2H）」 | 上限10万円 |
| ○「家庭用エネルギー管理システム（HEMS）」 | 上限5万円 |

※対象システム設置の着工前に申請が必要です。



この補助金を活用した町内設備の発電・蓄電容量累計
(平成22年～令和6年2月末)

総発電容量 2,638.3kW ▶▶▶ CO2 削減効果でいうと年間約 925 t が削減できる
※ 1 kW あたり 900kWh/年の発電を想定 ※ 1 kWh あたり 389.5 g-CO2

総蓄電容量 950.7kWh ▶▶▶ たまった電気をすべて使うと約 210 リットルの石油が削減できる
※ 1 kWh あたり 0.222 リットル 計算は太陽光発電協会表示ガイドライン（2023 年度）による

◎申請・問い合わせ先 企画政策課企画調整係 ☎82-3111（内線 224） 直通 75-6211

勤労者への生活資金の融資制度



町内にお住まいの勤労者の生活安定と福祉向上を図るため、町と長野県労働金庫（ろうきん）が協調して行っている生活資金の融資制度です。

融資対象資金

教育、医療、冠婚葬祭、災害復旧、生活に要する資金（カーローンなど）
※旅行、投資や投機、転貸のためは対象外、また事業資金の融資はできません

融資限度額

150万円

返済期間

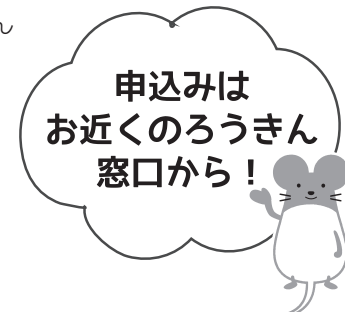
10年以内

融資利率

ろうきん固有の融資商品の適用金利から0.02%引き下げた利率

融資対象者

- ・18歳以上の勤労者（ろうきん会員の労働組合または長野県暮らしサポートセンターの加入者）であること。
- ・町内に引き続き1年以上住所を有し、かつ現在の事業所に1年以上勤務していること。
- ・町税の滞納がないこと。
- ・資金の償還が確実にできること。（ろうきんによる融資の審査があります。）



◎問い合わせ先 商工農林課商工観光係 ☎82-3111（内線 154） 直通 75-6207

UIJ ターン就業・創業移住支援金



東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県（以下、同じ））、愛知県または大阪府から坂城町に移住した方で、一定の就業または創業をしようとする方に支援金を交付します。

対象者

- ・東京圏、愛知県または大阪府に在住し、就労または通学していた方で、町内に移住した方
- ・次のア～エのいずれかに該当する方

ア 長野県の運営するマッチングサイトに掲載されている求人に応募し、採用された方

イ 自己の意思により移住し、移住前の業務を引き続き行うテレワーカー

ウ 関係人口に該当し、要件に該当する就業をしている方

エ 長野県の創業支援金の交付決定を受けており、1年以内に当支援金の申請を行う方

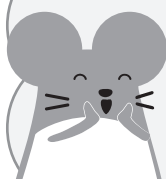
※上記以外にも要件がありますので、町ホームページをご覧ください。企画政策課へお問い合わせください。

町HP



補助金額

○単身の世帯：60万円 ○2人以上の世帯：100万円（18歳未満の帯同者1人につき100万円を加算）



事業主のみなさんへ！

長野県マッチングサイト「信州で働こう！」へ、求人情報を掲載しませんか？詳しくは、県ホームページをご確認ください。

県HP



◎申請・問い合わせ先 企画政策課企画調整係 ☎82-3111（内線 224） 直通 75-6211

クラウドファンディング活用支援補助金



町内で新商品開発や企業化、需要の開拓など、新たな事業の創出を促進し、地域経済の活性化を図るため、クラウドファンディングを活用して事業を行う創業者および中小企業者を支援します。

対象者

クラウドファンディングを活用して事業を実施する者（事業所）で、町内に住所（事業所）を有し、坂城町商工会の推薦を受けた方

町HP



対象経費

クラウドファンディング仲介事業者に支払う組成手数料、掲載手数料、決済手数料、その他手数料
ただし、当該経費に係る消費税及び地方消費税を除く

補助金額

対象経費の2分の1以内（上限50万円）

※同一補助対象者に対する補助金の交付は、同一年度内において1回を原則とします。

※補助を受けるには、**事業着手前**に申請が必要です。

◎申請・問い合わせ先 商工農林課商工観光係 ☎82-3111（内線153） 直通75-6207

商業店舗リフォーム（利活用）補助金



商業の活力と賑わいを創出し、町内の経済の活性化を図るため、商業店舗のためのリフォーム工事の費用の一部を補助します。 ※補助を受けるには、**工事着工前に申請が必要です。**

対象者

- ・町内で新たに商業店舗を出店する法人または個人事業主
- ・既に町内で商業を営む法人または個人事業主

補助金額

補助対象経費の3分の2以内
(上限50万円)

対象経費

- ・空家、空店舗、空倉庫などを商業店舗に供するためのリフォーム工事に要する経費、並びに付帯施設の設置に要する経費
- ・既に町内で創業している商業店舗のリフォーム工事に要する経費、並びに付帯施設の設置に要する経費

交付要件

- ・施工業者は町内に本社を有する法人または町内に住所を有する個人事業主
- ・同一店舗に対する補助金の交付は1回限り

町HP



◎申請・問い合わせ先 商工農林課商工観光係 ☎82-3111(内線153) 直通75-6207

コトづくりイノベーション補助金



これまでの「ものづくり」に、「創られたモノによって人や地域にどのような豊かさや価値が与えられるか」という視点を加えた「コトづくり」への転換を推進するため、町内に集積するさまざまな技術や知識を活かした新製品開発などを支援します。

募集期間

4月1日(月)～5月15日(水)

対象事業

- ・町内ニーズに対応した新製品開発などに取り組む事業
- ・町内資源を活用した新製品開発などに取り組む事業

対象者

- (1)町内事業者
 - ・町内に主たる事業所を有する事業者
- (2)企業グループ
 - ・町内に主たる事務局を有し、町内事業者が半数以上を占めるグループまたは団体
 - ・町内事業者を代表企業とし、中小企業者、大企業、大学、研究機関などの複数の企業が集まって構成するグループ

補助金額

補助対象経費の2分の1以内(上限100万円)

※中小企業基本法第2条第1項各号の規定に該当する場合、補助対象経費の3分の2以内



◎申請・問い合わせ先 商工農林課商工観光係 ☎82-3111(内線154) 直通75-6207



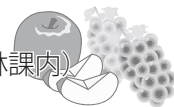
アグリサポーター募集中！

空いてる時間を活用して、ぶどうやりんごなどの果樹栽培等のお手伝いをする、アグリサポーターの事業説明会を下記のとおり開催しますので、利用を検討している農家の方やサポーターに興味のある方はご参加ください。

日時 4月23日(火) 午前10時～ 場所 役場 講堂(3階)

◎申込・問い合わせ先 坂城町農業支援センターアグリサポーター事務局(商工農林課内)

☎82-3111(内線152) 直通75-6207



荒廃農地等再生利用補助金



荒廃農地を解消し、農地を有効に活用していただくため、管理が行き届いていない農地や立ち木などが生えてすぐに利用できない農地を再生するためにかかる経費を補助します。身の回りの荒廃農地を活用して、農業を始めたい方や規模拡大をしたい農家の方など幅広くご利用いただけます。 ※事業着手前に申請が必要です。

対象者

農業者、農業団体・法人

対象農地

荒廃農地および低利用農地（5アール以上の農地）

補助金額

- ①再生作業：荒廃農地を再生するための経費（除草、伐採、抜根、整地など）の2分の1、または10アールあたり10万円のいずれか低い額
- ②土壌改良：上記①により再生された農地に対する肥料などの経費の2分の1、または10アールあたり5万円のいずれか低い額



◎申請・問い合わせ先 商工農林課農業振興係 ☎82-3111（内線152） 直通75-6207

農業用ビニールハウス資材購入補助金



野菜や花きなどの生産を支援するため、出荷を目的とした営農を行うために、新規に設置する農業用ビニールハウスの資材費の一部を補助します。 ※事業着手前に申請が必要です。

対象者

町内に住所を置く農業者、農業団体・法人

対象経費

5万円以上の新設・増設する農業用ビニールハウス資材費

補助金額

農業用ビニールハウス資材費の3分の1（上限20万円）



◎申請・問い合わせ先 商工農林課農業振興係 ☎82-3111（内線152） 直通75-6207

さかきブランド事業補助金



地場産業の振興と地域の活性化を図るため、「さかきブランド商品」（以下、「ブランド商品」として、町を広くPRできる商品の開発、またはその販売に取り組む個人や団体などを支援します。 ※事業着手前に申請が必要です。

募集期間

4月1日（月）～5月7日（火）

対象者

ブランド商品の開発またはその販売に取り組む個人、団体・事業者

対象事業

- (1)ブランド商品の開発、商品化のための生産設備を整備拡充するための事業
- (2)ブランド商品の開発、商品化、または既存商品を改良し、新しく商品化するための事業
- (3)ブランド商品の販売を促進するための事業

補助金額

補助対象経費の2分の1以内（(1)(2)は上限20万円、(3)は上限5万円）

◎申請・問い合わせ先 商工農林課農業振興係 ☎82-3111（内線152） 直通75-6207